

ID: 211

担当部署: 上下水道課

処分の概要	登録の更新		
例規名 根拠条項	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第19条第1項		
例規番号	令和2年上下水道規程第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第19条の規定による。 (登録の更新及び更新講習等)</p> <p>第19条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにはあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 登録更新を受けようとする責任技術者は、県下水道公社が実施する更新講習を受講しなければならない。</p> <p>3 登録更新を受けようとする責任技術者は、町長が指定する期日までに様式第10号による申請書に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票記載事項証明書及び写真</p> <p>(2) 更新講習受講修了証の写し</p> <p>4 責任技術者は、県下水道公社が実施する更新講習を受講しなかったとき、又は自己の都合により登録を辞退しようとするときは、直ちに責任技術者登録辞退届(様式第14号)に責任技術者証を添付して、町長に届け出なければならない。</p> <p>5 登録の更新による有効期限は、更新の日より最初に到来する4月1日から5年間とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを短縮することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日